

医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはな

訪問介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団哺育会が開設する「訪問介護事業所 菜のはな」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者(以下「訪問介護員」という。)が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団哺育会 訪問介護事業所 菜のはな
- 2 所在地 相模原市中央区下九沢 67-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(介護支援専門員)
 - ・ 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ・ 従業者に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 2名(常勤専従2名)
 - ・ サービス提供責任者は、事業所に対する利用の申し込みに係わる調整を行う。
 - ・ 訪問介護計画の説明を行う。
 - ・ 訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。

・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

3 訪問介護員 10名(常勤専従7名・非常勤専従3名)

・ 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日及びサービス提供日 月曜日から土曜日とする。(祝日を含む) 365日応相談

2 休業日 日曜日及び12月31日から翌年1月3日までを休業日とする。

3 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

4 サービス提供時間 午前8時から午後5時30分までとする。

5 ケアプランに応じた365日体制のサービス提供については曜日・時間を応相談とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第6条

1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された負担割合の額とする。

① 身体介護

② 生活援助

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えて、5km未満 1回 200円(税抜き)

3 二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第7条

1 訪問介護員は、指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事故及び事故に際して取った処置について記録する。

4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第8条 指定訪問介護提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。内容については記録し保管を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、事業所を中心として半径約5km以内に位置する、相模原市の下記の地域とする。なお、実施地域を越える地域に対しては、別途交通費を請求することと応じるものとする（要相談）。

相模原市中央区の一部

○下九沢 ○南橋本 ○氷川町 ○相模原 ○清新 ○小山 ○小町通 ○横山
○横山台 ○上溝 ○田名 ○中央 ○星ヶ丘 ○千代田 ○富士見

相模原市緑区の一部

○下九沢 ○上九沢 ○橋本 ○橋本台 ○相原 ○二本松 ○西橋本 ○大島
○大山町 ○東橋本 ○田名

(個人情報の保護)

第10条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(災害・非常時の対応について)

第11条 対応は厚生省のガイドライン、介護保険法に沿い、事業所が参加する安全委員会で検討し、会が協力し対応を行う。詳細は重要事項説明書、方法は事業継続計画書及びマニュアルに準ずる

- 1 災害とは、地震・台風・水害等の自然災害のほか、火災や爆発、交通渋滞等人的災害も含み、非常時とは日常と異なる状況をいう。年に2回以上の共同訓練を行う。詳細は重要事項説明書、対応は事業継続ガイドラインやマニュアルに準ずる
- 2 感染症については正しい予防法を通常のサービス時も実施し事業所内に感染担当者(感

染検委員)を設置、感染検討委員会へ所属し、事業所の指針、安全委員会、法人、行政・保健所との連携を行っていく。

- 3 研修は年2回以上を感染時の対応を中心に業務継続ガイドラインやマニュアルに沿ってシュミレーションしていく

(高齢者虐待及び、養護者支援について)

第12条 高齢者虐待防止法を遵守し虐待を発見した場合は通報の義務を果たす。

- 1 虐待が疑われる場合は設置されている担当者(虐待検討委員)、担当ケアマネージャーや地域包括、行政と連携していく。地域会議等の参担当者加も積極的に協力していく。
- 2 虐待に対しては管理者、虐待担当者(虐待検討委員)、サービス提供責任者、サービス担当者を中心に事業所内の指針に沿い、ケアマネージャー、関係者、行政と連携し高齢者の生命、生活を守るように対応していく。必要に応じて虐待検討委員会(年2回以上J)や安全委員会へも提議していく
- 3 高齢者虐待防止に関しての研修を検討委員会や安全委員会が中心となり年1回以上定期的に行い、外部研修にも積極的に参加する。

(ハラスメントについて)

- 1 いろいろなハラスメントについては管理者、関連部署、法人と協力し職員が健全に就労できる環境を整える。利用者に関係する時は利用者、家族へも報告、相談する。職員の相談窓口として設置されているハラスメント担当者や検討委員会、法人の「ハラスメント相談窓口」の活用も勧める。
- 2 ハラスメント防止に関しての研修は検討委員会を中心に安全委員会や事業所内で行う。利用者・訪問先でのハラスメントに関しては各事業所の指針に基づき対応する。必要に応じて包括や行政へ報告を行い悪質な時はサービス終了も視野に入れる。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、すべての訪問介護員の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 月1回以上
- ③ 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- ④ 身体拘束について、基本的に身体拘束は行わないが利用者、他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむおえない時は実施する。実施の際は態様・時間・心身の状況及び理由を記録する

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団哺育会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日一部改訂する。

この規程は、平成30年5月1日一部改訂する。

この規程は、令和元年5月1日一部改訂する。

この規定は、令和3年4月1日一部改訂する。

この規定は、令和6年3月1日一部改訂する。

この規定は、令和6年5月1日一部改訂する。

この規定は、令和6年10月1日一部改訂する。